

今こそ国鉄1047名解雇撤回を

「解雇撤回・JR復帰」高裁署名 にご協力をお願いいたします

9月19日に東京高裁で開催された国鉄1047名解雇撤回の控訴審第1回裁判では、当初の警備法廷指定を撤回させ、大法廷での開催を実現。さらに「1回結審」の策動を打ち破る大きな勝利をかちとった。(写真は裁判開始前に行った東京高裁デモ出発点の日比谷公園にて)



私たちは1047名解雇撤回を貫く闘いの中で、国鉄分割・民営化の隠された真実をすべて暴き出し、不当労働行為であることを確定させ、その責任がJR自身にあることも暴き出してきました。現在の裁判は、一貫して真実を隠し、ウソをつき続けてきたJRを許さず、「すべての審理をやり直せ」という闘いです。

闘いは、「勝利まであと一步」です。この「一步」は国家権力の壁です。この闘いは、労働運動を潰し、戦争へと突き進もうという国家権力を打ち破る闘いです。

今年は動労千葉が国鉄分割・民営化に対して渾身のストにたちあがってから40年を迎えます。国家権力の総力を挙げた労組解体攻撃に真正面から立ち向かい、JR体制下でも団結を守り抜いて闘い続けてきました。国家権力の壁であろうと何としても打ち破り、絶対に解雇撤回・JR復帰への扉をこじあける決意です。

9/19第1回裁判で「警備法廷」指定
と「1回結審」を粉砕する大勝利！



裁判前のデモ行進
中村副委員長

9月19日東京高裁第1回裁判 での中村副委員長の意見陳述

(1) 動労千葉副委員長の中村仁です。1987年の国鉄分割・民営化、J R各社発足にあたって、J R東日本への採用を拒否されて清算事業団送りにされました。1990年にはその清算事業団からも解雇された当該です。

(2) 昨年11月に出された一審判決は絶対に許すことができないものでした。J Rの偽証をすべて暴き出したのに、「時効」を口実にして真実を明らかにすることを拒否したのです。そして、国鉄分割・民営化の国家的不当労働行為を容認し、国とJ Rを免罪する許しがたい判決でした。

まず、ここまで裁判が長期化したのは、J Rが真実を隠し、ウソをつき続けたからです。J Rは裁判で、「採用候補者名簿の作成には一切関わっていない」「不当労働行為があったとしても、責任は国鉄にある」と繰り返してきました。「J Rに採用される候補者の名簿を作るのは国鉄」「J Rは名簿に記載された者を誰一人排除せずに採用した」「J Rには採用差別に関わる余地はなかった」という論理です。

そもそも、国鉄改革法の「国鉄とJ Rはまったく別法人」「J Rの社員は国鉄から承継するのではなく新規採用とする」という枠組みそのものが、まったく実態と違います。「別会社」という形式にするためだけに国鉄改革法まで作り、解雇を自由にできる仕組みが作られたのです。これ自身が国家的不当労働行為です。裁判所はこの許しがたい国鉄改革法を根拠に、不当解雇の責任からJ Rを免罪しました。

しかし、「J R設立委員自身が不当労働行為を行った場合は別として」という但し書きがつけられました。国鉄改革法の23条5項で「職員の採用について、設立委員がした行為はJ Rがした行為とする」と規定されているからです。

私たちは闘いを継続しました。その中で、2009年に衝撃的な事実が明らかになりました。「動労千葉の組合員12人など不採用になった117人がもともと採用候補者名簿に記載されていた」「直前になって名簿不記載基準を策定して名簿から排除した」という証言が行われたのです。証言したのは、当時の国鉄職員局職員課補佐で国鉄職員の選別にかかわってきた伊藤嘉道でした。この決定的事実は裁判所といえど否定できませんでした。旧国鉄＝鉄建公団を相手にした裁判で、「名簿不記載基準の策定は不当労働行為」ということが、2015年6月に最高裁で確定しました。

しかも、この「名簿不記載基準」の策定を命じたのはJ R設立委会でした。J R設立委員会の斎藤英四郎委員長が、国鉄幹部に名簿不記載基準の策定を指示し、その後、設立委員会として正式に決定していました。不当労働行為による解雇の張本人はJ Rだったのです。そうである以上、J Rが行うべきことは解雇撤回以外にありません。

私たちはついに隠された真実を暴き出しました。J Rは自分自身が不当労働行為を働いたことを百も承知で、真実を隠し、30年以上も裁判所でウソをつき続けていたのです。こんな不正義が「時効だ」の一言で免罪されていいはずがありません。

東京地裁は判決文で、「仮に」と前置きはしていますが、「特定の労働組合の組合員を不当に不利益に扱う目的で、設立委員会らの指示による本件不採用基準の策定、それに基づく国鉄による採用候補者名簿の書き換え及びその結果としての参加人（ＪＲ）による本件不採用があり、その結果、参加人（ＪＲ）が本件１０人の採用義務を負うことがあるとしても」と書いています。暴かれた不当労働行為の真実を否定することができなかったのです。それにも関わらず、「時効」の一点で切り捨て、ＪＲを免罪したのです。

東京地裁が行ったのは、裁判所による犯罪行為です。すべての審理をやり直し、真実をすべて明らかにすべきです。それが裁判所の仕事だと思います。

（３）今回、証人として呼ぶよう要求した井手正敬は、「名簿不記載基準の策定を命じたのは斎藤英四郎委員長」と語った人物です。「隠された真実」の最大の核心である不採用基準策定を話し合った密会を直接知っている最後の人物です。また、深澤祐二は採用候補者名簿からの排除を直接行った下手人です。さらに、その後も私たちの採用を拒否し続け、ＪＲ東日本の社長にまでなり、不当労働行為の真実をすべて知りながら、事実を隠ぺいし続けてきた人間です。

先ほど述べたように、「ＪＲに責任なし」とした最高裁判決でも、「ＪＲ設立委員自身が不当労働行為を行った場合は別」とされています。これまでの最高裁判決の前提は完全に覆っています。そうである以上、徹底した事実調べなしに判断することはできないはずです。

この２名の証人尋問は、真実を明らかにするために絶対に必要です。東京地裁は、この真実から逃げ出し、闇に葬ろうとしました。こんなことは絶対に認められません。不当労働行為の真実を隠蔽することが裁判所の仕事ではありません。裁判長には、真実から逃げず、証人を採用して徹底した事実調べを行い、真剣に審理を尽くしてほしいと思います。

（４）国鉄分割・民営化とは一体何であったのか。それは国策として意図的に作り出された国鉄の赤字を、あたかも国鉄職員の責任であるかのようにすり替え、労働者をスケープゴートに仕立て上げて、二人に一人の首を切るという前代未聞の攻撃でありました。まさに労働者を「犯人」と決めつけることによって、社会全体に「仕方がない」と思わせる構図を作り出したのです。

職場の中には「自分だけは助かりたい」と協力する労働者も生まれ、労働者同士の間に深刻な分断が持ち込まれました。この分断こそ、当局が最も狙ったものであり、私たち労働者の団結を弱める結果となりました。

労働者がみんなで共に生き抜くには、どうしたらよかったのか。私が所属している動労千葉は、苦しい状況の中で「労働者が大同団結して立ち上がり、共に闘えば、この攻撃に正面から立ち向かうことができる」という決断に至りました。そして、その決断に基づき、ストライキに立ち上がったのです。

仲間とともに声を上げ、職場と社会に訴えかけたことは、今振り返っても間違いではなかったと、私は確信しています。あの時に立ち上がったことが、労働者の誇りを守り抜く唯一の道だったのです。

鉄道員として、そして一人の労働者としての誇りと名誉を回復すること——それが私たちの闘いの核心です。国鉄分割・民営化の過程は、不当労働行為なくして１９８７年４月１日を迎えることが決してできなかった、歴史的な不正義の上に成り立っています。

だからこそ、私たちは訴え続けます。国鉄分割・民営化は誤りであったと社会的に認めさせ、解雇を撤回し、原職復帰を果たし、鉄道の職場に戻る——その日を実現するまで、闘いを続けていきます。

以 上

井手・深澤を法廷に呼べ!



東京高裁での控訴審が始まっています。第1回裁判が開かれた9月19日、東京高裁は明らかに真実を調べることから逃げ、結審を狙っていました。それは第1回裁判から「警備法廷」を指定するという不当な対応に現れていました。

しかし、9月9日に4766筆の署名を提出し、警備法廷指定への抗議の申し入れを行いました。とたんに東京高裁はグラグラになり、「大法廷で開催する」と連絡してきました。そして、19日の当日は240人もの大結集で裁判闘争を闘いました。裁判長は裁判冒頭から「今日、結審するつもりはない」と宣言するほどでした。

現在の裁判の焦点は、国家的不当労働行為の真実を知る井手J R 西元会長、深澤J R 東会長を証人として採用するかどうかです。中村副委員長の意見陳述にもある通り、すでに「J R に責任なし」とした裁判の前提は崩れています。真実を調べるには、2人の証人採用は不可欠です。

第1回裁判での結審を阻止したのも、警備法廷を撤回させて大法廷で開催させたのも、全国のご支援をいただき、署名と裁判闘争への大結集という闘いの力でもぎ取った勝利です。井手・深澤の証人採用に向けて、ぜひご支援をお願いいたします。

次回裁判は26年1月23日（金）15時30分より東京高裁101号法廷で行われます。改めて東京高裁への「解雇撤回・J R 復帰」署名にご協力をお願いいたします。